右の者に対する業務上横領、背任被告事件について、所有者B信用金庫から押収物仮還付の請求があつたので、当裁判所は検察官及び主任弁護人堀切真一郎の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

貸付金台帳壱冊(仙台高等裁判所昭和二九年領第一四二号の内証第七号)を福島県信夫郡 a 字 b c 番地 B 信用金庫に仮に還付する。

昭和三〇年四月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎
裁判官	池	田		克